

『点数表改定のポイント 2026年6月』 正誤・追補 (2026.4.3)

※「正誤」は記述の訂正です。ゴシック太字下線で表示しています。

※「追補」は書籍発行後の厚労省からの訂正による修正です。頁の下に■印を付し、修正箇所をゴシック太字下線で表示しています。

※今回本資料に追加されたものはマーカーで示しています。

頁	訂正箇所	誤	正											
4	上から7行目	後発医薬品関連の処方等の引き <u>上げ</u> や	後発医薬品関連の処方等の引き <u>下げ</u> や											
21	表内「カ」行	③ <u>診療報酬</u> 明細書を患者に無料で交付していること	③明細書を患者に無料で交付していること											
65	(8)表の一番右	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">精神科疾患患者等受入加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	精神科疾患患者等受入加算		○		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">精神科疾患患者等受入加算</td> <td>(※訂正の趣旨 夜間休日救急医学管理料には加算できない)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> </table>	精神科疾患患者等受入加算	(※訂正の趣旨 夜間休日救急医学管理料には加算できない)	○		×		
精神科疾患患者等受入加算														
○														
精神科疾患患者等受入加算	(※訂正の趣旨 夜間休日救急医学管理料には加算できない)													
○														
×														
96	表内「別に算定できない点数」行、「生活習慣病管理料(Ⅱ)」列	・医学管理等(ただし、B001の2特定薬剤治療管理料、…	・医学管理 <u>料</u> 等(ただし、B001の2特定薬剤治療管理料、…											
119	一番上の枠内	全ての保険医療機関(医科・ <u>歯科</u>) ⇄	全ての保険医療機関(医科) ⇄											
139	<参考 在宅医療充実体制加算の施設基準>表3行目	(※訂正の趣旨「緊急往診」→「緊急の往診」 見え消しで表記)												
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">緊急の往診・看取り実績</td> <td>過去1年間の緊急の往診の実績 <u>4530</u> 件以上、かつ、過去1年間の在宅における看取りの実績 <u>2030</u> 件以上</td> </tr> </table>		緊急の往診・看取り実績	過去1年間の緊急の往診の実績 <u>4530</u> 件以上、かつ、過去1年間の在宅における看取りの実績 <u>2030</u> 件以上									
緊急の往診・看取り実績	過去1年間の緊急の往診の実績 <u>4530</u> 件以上、かつ、過去1年間の在宅における看取りの実績 <u>2030</u> 件以上													
379	下から12行目	K074-3 <u>関節鏡下三角繊維軟骨複合体切除・縫合術</u> (関節鏡下)	K074-3 <u>三角線維軟骨複合体切除術</u> (関節鏡下)											
388	上から20行目	(1) <u>頸胸椎移行部、胸腰椎移行部又は腰仙椎移行部の椎間に対して椎間板摘出術を行った場合は、頭側の区分の所定点数で算定する。</u>	(1) <u>頸胸椎移行部、胸腰椎移行部又は腰仙椎移行部の椎間に対して椎間板摘出術を行った場合は、頭側の区分の所定点数で算定する。</u> (※訂正の趣旨 下線の追加)											
445	「看護職員処遇改善評価料の実績報告書・中間報告書」の表について、449頁の「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の実績報告書・中間報告書」の表と同じ趣旨の訂正													
449	「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の実績報告書・中間報告書」の表	(※訂正の趣旨「実施報告」→「実績報告」 見え消しで表記)												
		外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の実績実施報告書・中間報告書 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>報告タイミング</th> <th>内容</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間報告</td> <td>当年度の8月</td> <td>当年度の中間報告</td> <td rowspan="2">様式100、別添1(個人の場合)、別添2(法人の場合)</td> </tr> <tr> <td><u>実績</u>実施報告</td> <td>翌年度の8月</td> <td>過年度の<u>実績</u>実施報告(4月～翌年3月分、または6月～翌年5月分)</td> </tr> </tbody> </table>			報告タイミング	内容	様式	中間報告	当年度の8月	当年度の中間報告	様式100、別添1(個人の場合)、別添2(法人の場合)	<u>実績</u> 実施報告	翌年度の8月	過年度の <u>実績</u> 実施報告(4月～翌年3月分、または6月～翌年5月分)
	報告タイミング	内容	様式											
中間報告	当年度の8月	当年度の中間報告	様式100、別添1(個人の場合)、別添2(法人の場合)											
<u>実績</u> 実施報告	翌年度の8月	過年度の <u>実績</u> 実施報告(4月～翌年3月分、または6月～翌年5月分)												
451	下から1行目	追加でペア等を行うことが困難な場合に限り、賞与等の手当など、	追加でペア等を行うことが困難な場合に限り、賞与等の手当によって <u>賞金の改善を行った場合又は令和6年度及び令和7年度において翌年度の賞金の改善のために繰り越しを行う場合(令和8年12月までに賞金の改善措置を行う場合に限る。)</u> についてはこの限りではない。など、ペア等以外の方法による賞金改善を行うことが認められる。											
461	上から15～16行目	(1) 入院ベースアップ評価料の1～165の点数は据え置かれ、 <u>249</u> 区分まで拡大された。さらに2027年6月以降は500区分まで拡大される。なお、 <u>250</u> 以降の点数は27年6月以降の算定開始となる。	(1) 入院ベースアップ評価料の1～165の点数は据え置かれ、 <u>250</u> 区分まで拡大された。さらに2027年6月以降は500区分まで拡大される。なお、 <u>251</u> 以降の点数は27年6月以降の算定開始となる。											
622	上から10行目	特定感染症患者療養環境特別加算 (<u>週1回</u>)	特定感染症患者療養環境特別加算 (<u>1日につき</u>)											
678	上から8行目	(2) 特定入院料における各種基準の計算方法において、	(2) 特定入院料における各種基準 (<u>在宅等に退院するものの割合その他の患者の割合</u>)の計算方法において、											
678	下から8行目の次に右を追	<u>才 精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料</u> については、上記ア～ウに加えてクロザピンと持続性抗精神病注射薬												

頁	訂正箇所	誤	正
	加	剤が別に算定できる。	
739	上から 6 行目	(→534)	(→503)
749	上から 11 行目	(3) K048 骨内異物 (挿入物を含む) 除去術 11 中手骨 骨内異物除去術が、 ロの「イ以外の場合」 に新設され た。	(3) K048 骨内異物 (挿入物を含む) 除去術 11 中手骨 骨内異物除去術が、 イの「主として入院で実施されて いる手術を行った場合」 に新設された。

最新の正誤表については、保団連 HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介しておりますので、ご確認ください。

